

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、名取市（以下「市」という。）が運用するデジタル地域通貨「なとりコイン」(以下「なとりコイン」という。)のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定め、ロゴマークを販促又は顧客向け案内等に使用することを可能とし、もってその使用を通じてなとりコインの周知に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デザイン ロゴマークの基本デザイン(別図)及び名取市長(以下「市長」という。)が別に定める展開デザインのことをいう。
- (2) 物品等 ロゴマークを使用した物品(ロゴマークを使用したシールを貼付けたもの等を含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)のことをいう。
- (3) 営利 物品等の製造、販売によって金銭等(通貨に準じる形で流通しているものを含む。)の收受を伴う行為をいう。

(ロゴマークの権利の所属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は市に属する。

(使用承認の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号(非営利用)又は様式第1号の2(営利用))に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) ロゴマークの使用計画がわかる図面等
- (2) 営利目的の場合は、本人確認書類の写し(個人の場合)又は会社概要等の事業内容がわかる資料(法人の場合)
- (3) その他市長が必要と認める資料

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (1) 市の機関又は国若しくは地方公共団体が使用する場合

- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) なとりコイン加盟店が販促活動や顧客向けの案内（以下「周知活動」という。）のために使用する場合
- (4) 名取市商工会が周知活動のために使用する場合
- (5) その他市長が適当と認めた場合

（加盟店の報告義務）

第4条の2 なとりコイン加盟店がロゴマークを使用する場合、使用開始前に電子メール等で市長に使用内容を報告することとする。

2 報告内容は、次の各号に掲げる事項をメール本文に記載し、使用計画に関する図面等を添付するものとする。

- (1) ロゴマークの使用目的
- (2) ロゴマークの使用期間

（使用承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (5) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他、承認することが不適当と認められる場合

2 前項の承認は、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認書（様式第2号（非営利用）又は様式第2号の2（営利用））をもって行うものとする。

3 第1項の規定により承認しない場合は、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用不承認書（様式3号）をもって申請者へ通知する。

4 市長は第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、1年以内とする。

2 前項の使用期間終了後、引き続きロゴマークを使用する者は、改めて第4条第1項に定める申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条第1項の規定により使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用すること。
- (2) デザインを改変する場合は、その内容について事前に市長と協議し許可を受けること。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 第5条第1項の規定により使用承認を受けた権利の譲渡、転貸等はないこと。
- (5) ロゴマークを含むデザインは商標登録出願を行わないこと。
- (6) 承認に係る物品等の作成・製造にあたっては、事前に見本を提出し市長の確認を受けること。ただし、見本の提出が困難な場合は写真を提出すること。
- (7) 市長がロゴマークの使用状況等について報告又は調査を求めた場合は協力すること。
- (8) その他市長が付した条件に従うこと。

(承認内容の変更の申請)

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号（非営利用）又は様式第4号の2（営利用））に変更内容が分かる資料を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更の承認は、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認変更承認書（様式第5号）をもって行うものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ロゴマークの使用承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、物品等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) ロゴマークの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められる場合
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けた場合
- (3) その他市長が不相当と認めた場合

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書（様式第6号）をもって行うものとする。

- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認を受けたロゴマークを使用してはならない。

(申請の取下げ)

第11条 第4条第1項の規定に基づき申請を行った者は、取下げ申請書(様式7号)を市長へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による取下げの承認は、取下げ申請承認書(第8号)をもって行うものとする。

(実績報告)

第12条 営利目的で承認を受けた使用者は、その物品等の販売実績について、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク物品等販売実績報告書(様式第9号)により、承認を受けた使用期間終了後1か月以内に市長に報告するものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とする等、独占して使用する権利を付与し、使用者、物品等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 市は、使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(免責事項)

第15条 市は、ロゴマークの使用承認及び使用承認の取り消しに起因する損害について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者がロゴマークの使用により第三者に損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、ロゴマークの使用によって市に社会的、経済的損害を与えたときは、その損害を市に賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年5月9日より施行する。

別図 （第2条関係）



様式第1号（第4条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認申請書（非営利用）

年 月 日

名取市長 様

（申請者） 住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

下記のとおりロゴマークを使用したいので、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第4条第1項の規定により申請します。

記

1 使用対象物品等の名称

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 数 量

5 連絡先（住所、氏名、電話番号、FAX、E-mail）

6 添付書類

1 使用計画がわかる書類（レイアウト、スケッチ、原稿等）

2 その他市長が必要と認めたもの

名取市デジタル地域通貨ロゴマークの使用にあたっては、使用要領を遵守し、市長からの指示に従うことを誓約します。

氏 名

（名称及び代表者名）

様式第1号の2（第4条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認申請書（営利用）

年 月 日

名取市長 様

（申請者） 住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

下記のとおりロゴマークを使用したいので、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第4条第1項の規定により申請します。

記

1 使用対象物品等の名称

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 数 量

5 売 価

円（税別）

6 連絡先（住所、氏名、電話番号、FAX、E-mail）

7 添付書類

1 使用計画がわかる書類（レイアウト、スケッチ、原稿等）

2 本人確認書類の写し（個人の場合）又は会社概要等の事業内容がわかる資料及び
履歴事項全部証明書（法人の場合）

3 その他市長が必要と認める資料

名取市デジタル地域通貨ロゴマークの使用にあたっては、使用要領を遵守し、市長からの指示に従うことを誓約します。

氏 名

（名称及び代表者名）

様式第2号（第5条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認書（非営利用）

第 号
年 月 日

様

名取市長 印

年 月 日付けで申請のありました使用について下記の条件を付し承認します。

記

- （1）承認された内容により使用すること。
- （2）今回申請された内容を変更する場合は、変更承認の申請を行うこと。

【付記】

- （1） 使用内容が使用要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消します。
- （2） 市は、ロゴマークの使用承認及び使用承認の取り消しに起因する損害について、一切の責任を負いません。
- （3） 使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって第三者に損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- （4） 使用者が、ロゴマークの使用によって市に社会的、経済的損害を与えたときは、その損害を市に賠償すること。

様式第2号の2（第5条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認書（営利用）

第 号
年 月 日

様

名取市長 印

年 月 日付けで申請のありました使用について下記の条件を付し承認します。

記

- （1）承認された内容により使用すること。
- （2）今回申請された内容を変更する場合は、変更承認の申請を行うこと。
- （3）物品等の販売実績について、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク物品等販売実績報告書（様式第9号）により、承認を受けた使用期間終了後1か月以内に市長に報告すること。

【付記】

- （1） 使用内容が使用要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消します。
- （2） 市は、ロゴマークの使用承認及び使用承認の取り消しに起因する損害について、一切の責任を負いません。
- （3） 使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって第三者に損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- （4） 使用者が、ロゴマークの使用によって市に社会的、経済的損害を与えたときは、その損害を市に賠償すること。

様式第 3 号（第 5 条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用不承認書

第 号
年 月 日

様

名取市長 印

年 月 日付けで申請のありました使用について、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第 5 条第 1 項に基づき、下記の理由により不承認とします。

記

不承認理由

様式第4号（第9条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認変更申請書（非営利用）

年 月 日

名取市長 様

（申請者） 住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

下記のとおりロゴマークの使用を変更したいので、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第9条第1項の規定により申請します。

記

1 使用対象物品等の名称

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 数 量

5 添付書類

1 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

2 本申請に係る名取市デジタル地域通貨ロゴマークデザイン使用承認通知書の原本及び変更承認を受けている場合は、過去の変更承認に係るすべての名取市デジタル地域通貨ロゴマークデザイン使用変更承認通知書の原本

3 その他市長が必要と認めたもの

様式第4号の2（第9条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認変更申請書（営利用）

年 月 日

名取市長 様

（申請者） 住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

下記のとおりロゴマークの使用を変更したいので、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第9条第1項の規定により申請します。

記

1 使用対象物品等の名称

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 数 量

5 売 価

円（税別）

6 添付書類

1 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

2 本申請に係る名取市デジタル地域通貨ロゴマークデザイン使用承認通知書の原本及び変更承認を受けている場合は、過去の変更承認に係るすべての名取市デジタル地域通貨ロゴマークデザイン使用変更承認通知書の原本

3 その他市長が必要と認めたもの

様式第5号（第9条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用変更承認書

第 号
年 月 日

様

名取市長 印

年 月 日付けで申請のありました使用の変更について、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第9条第2項の規定に基づき下記の条件を付し承認します。

記

- （1）変更承認された内容により使用すること。
- （2）今回申請された内容を変更する場合は、再度変更承認の申請を行うこと。

【付記】

- （1） 使用内容が使用要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消します。
- （2） 市は、ロゴマークの使用承認及び使用承認の取り消しに起因する損害について、一切の責任を負いません。
- （3） 使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって第三者に損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負いません。
- （4） 使用者が、ロゴマークの使用によって市に社会的、経済的損害を与えたときは、その損害を市に賠償すること。

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認取消書

第
年
月
日

様

名取市長

印

年 月 日付で承認（ 第 号）した内容について、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第 1 0 条第 1 項に基づき、使用承認を取り消します。

記

取消理由

様式第7号（第11条関係）

取下げ申請書

年 月 日

名取市長 様

（申請者） 住 所
氏 名

（名称及び代表者名）

年 月 日付けで申請しました名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用承認申請について、下記のとおり取り下げます。

記

- 1 取り下げる使用対象物品等の名称
- 2 取り下げ理由
- 3 担当者連絡先（住所、氏名、電話番号、FAX、E-mail）

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

取下げ申請承認書

第 号
年 月 日

様

名取市長 印

年 月 日付けで申請のありました下記の内容に関する取下げについて、承認します。

記

1. 使用承認申請日 年 月 日

2. 使用対象物品等の名称

様式第9号（第12条関係）

名取市デジタル地域通貨ロゴマーク物品等販売実績報告書

年 月 日

名取市長 様

（申請者） 住 所

氏 名

（名称及び代表者名）

承認を受けた物品等の販売について、名取市デジタル地域通貨ロゴマーク使用要領第12条の規定により報告します。

記

1 使用対象物品等の名称

2 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 販売数量

4 売 上 額（売価×販売数量）

円（税別）

5 連絡先（住所、氏名、電話番号、FAX、E-mail）

※この報告書は、使用期間終了後1か月以内に提出してください。

※承認を受けた物品等が複数にわたる場合は、欄を追加（別紙記載可）してください。